



両立支援等助成金

(出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」)

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、実際に利用させた中小企業に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の要件に該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

第1種：男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成

<主な要件>

1. 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を、支給対象となった労働者が
1人目の場合は2つ以上、2人目の場合は3つ以上、3人目の場合は4つ以上実施すること
2. 男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を、
1人目の場合は5日（所定労働日4日）以上、2人目の場合は10日（所定労働日8日）以上、
3人目の場合は14日（所定労働日11日）以上取得すること
3. 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること

※自社の育児休業の取得状況を示す以下の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表した場合、加算して支給（育児休業等に関する情報公表加算）

- (1) 男性の育児休業等取得率
- (2) 女性の育児休業取得率
- (3) 男女別の平均育児休業取得日数

第2種：上記第1種の支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成

<主な要件>

1. 第1種の支給を受けていること
2. 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること
3. 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
4. 男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支給を受けてから3事業年度（以下、「年」という）以内に30%以上上昇していること
または第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合に、次の3年以内に2年連続70%以上となること
5. 育児休業を取得した男性労働者が、第1種の申請に係る者の他に2人以上いること

受給内容

第1種	育児休業取得	1人目：20万円（※1） 2～3人目：10万円	※1回限り
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円（※2）	
第2種	育児休業取得率が30%以上上昇した場合（※3） （第1種（1人目）の受給後）	1年以内に達成：60万円 2年以内に達成：40万円 3年以内に達成：20万円	※1回限り
	2年連続して育休対象の男性が5人未満、 かつ、育児休業取得率が70%以上の場合	1、2年目に達成：40万円 2、3年目に達成：20万円	

※1 1人目で雇用環境整備措置を4つ実施した場合：10万円加算

※2 「出生時両立支援コース」「育休中等業務代替支援コース」「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を受給している場合にも、1回に限り支給

※3 第1種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合：15万円加算

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）